

認知症治療病棟入院料（1日につき）

認知症治療病棟 入院料1	60日以内の期間	1,450点
	61日以上期間	1,180点
認知症治療病棟 入院料2	60日以内の期間	1,070点
	61日以上期間	970点
重度認知症患者 デイ・ケア料	—————	1,040点

資料：医科診療報酬点数と早見表

重度認知症患者デイ・ケア料

（1日につき1,040点）

- ・精神症状及び行動異常が著しい認知症患者（「認知症である老人の日常生活度判定基準」がランクMに該当するもの）であるもの
- ・患者1人当たり1日につき6時間以上行う
- ・60㎡以上かつ利用者1人当たり4㎡以上の床面積
- ・精神科医が1人以上勤務
- ・専従する「作業療法士及び看護師」それぞれ1人以上勤務
- ・専従する「精神科病棟勤務経験を持つ看護師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者」のいずれか1人勤務
- ・1単位利用者25人以内で1日2単位が限度

（127病院 4,346定員 H22年日精協調査）

老人性認知症疾患センターの経緯

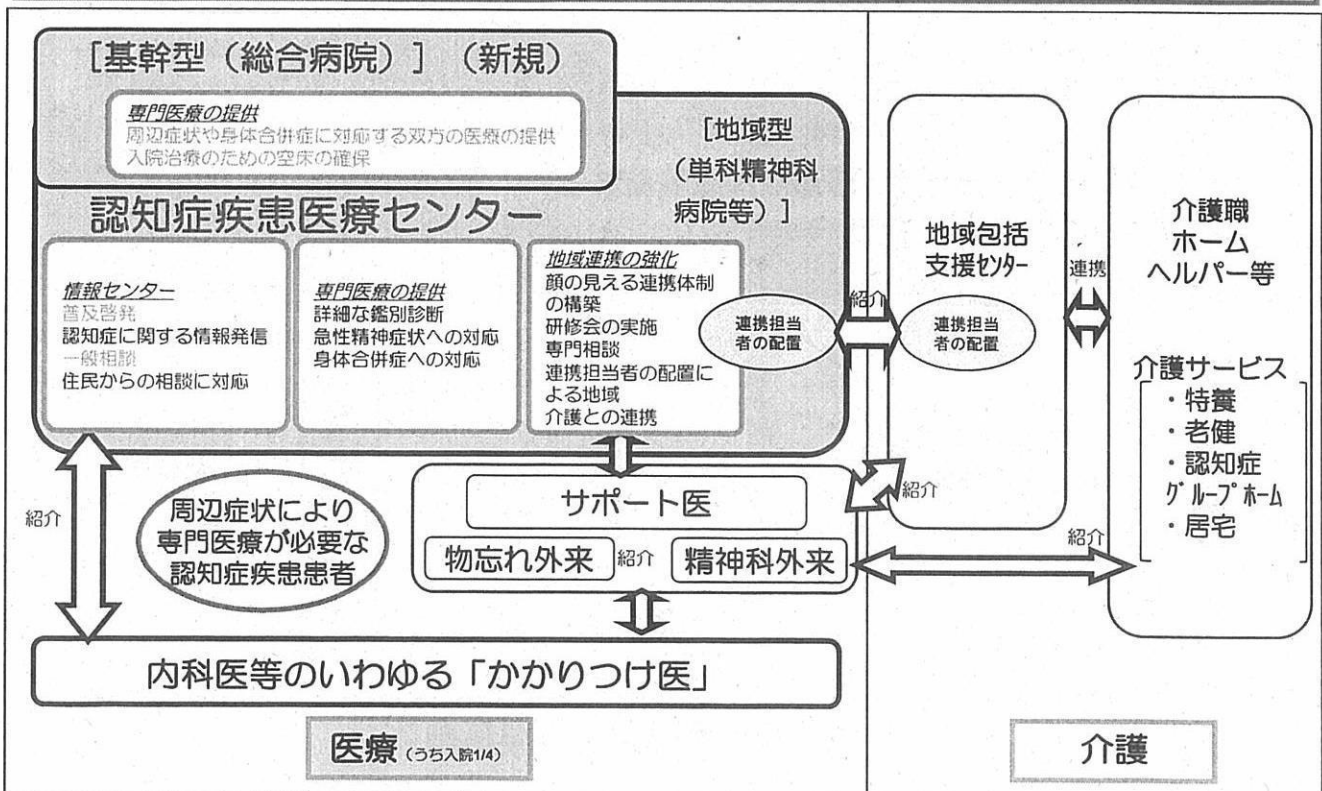
- 平成元年 老人性痴呆疾患センター事業実施
(精神保健福祉課所管、平成3年に改訂)
- 平成元年 全国9県14施設
- 平成3年 34道府県64施設
- 平成5年 37道府県83施設
- 平成14年 老健局へ計上
「介護予防・地域支え合い事業」の中の認知症指導対策事業で対応
- 平成16年 44道府県160施設
- 平成17年 44道府県156施設
- 平成17年 老健局予算の見直し、当該事業廃止
介護保険法の改正等により、当該事業が廃止され、平成18年度のみ老健局の
予算で対応。都道府県に通知(平成17年12月22日)
- 平成19年 精神・障害保健課で検討
国庫補助金としては廃止されたが、実施要綱については継続し、都道府県の事業
として行うことが可能(最終改正 平成18年9月29日 障発第0929004号)
- 平成20年 認知症疾患医療センター事業実施

認知症疾患医療センター運営事業

平成22年度予算 577,671千円

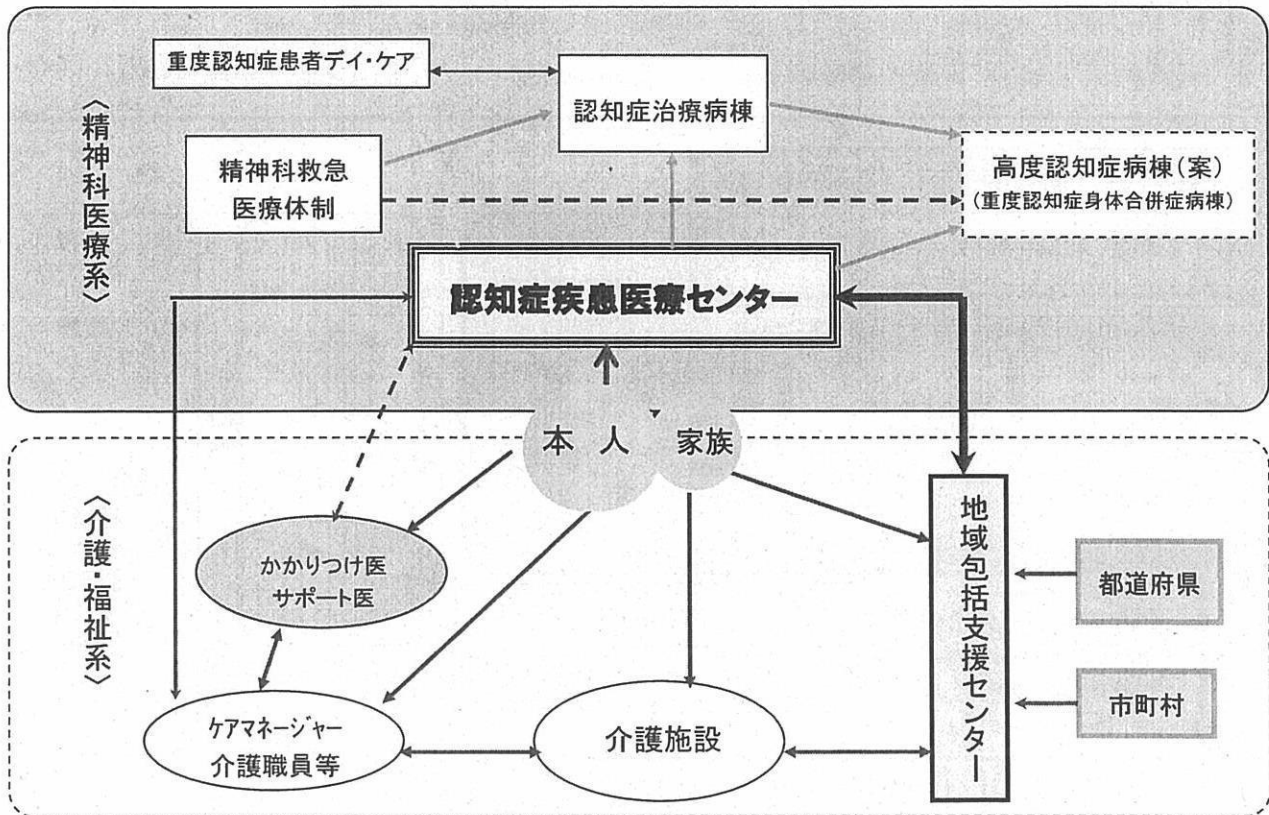
認知症疾患医療センター

設置場所：身体的検査、画像診断、神経心理学的検査等の総合的評価が可能な病院に設置
設置数：全国（都道府県・指定都市）に約150ヶ所設置予定
人員：専門医療を行える医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等



認知症に関する専門医

専門医名称	学会名称	人数
日本老年精神医学会 認定専門医	日本老年精神医学会	779人 (H22年)
認知症専門医	日本認知症学会	153人 (H21年)
認知症臨床専門医	日本精神科病院協会	48人 H21年)
認知症を領域の一部としている主な専門医		
老年病専門医	日本老年医学会	1,528人 (H20年)
精神科専門医	日本精神神経学会	10,312人 (H22)
神経内科専門医	日本神経学会	4,336人 (H20年)



認知症高齢者の支援体制